

入札公告

町が所有する物品の売却について、下記のとおり一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び志免町財務規則（平成 5 年志免町規則第 19 号、以下「規則」という。）第 91 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 1 月 23 日

志免町長 世利 良末

1. 入札に付する事項

（1）使用済み学習用コンピュータ（クロームブック）売却

売却物品：使用済み学習用コンピュータ（クロームブック） 4,438 台

最低売却価格：1,446,000 円

※最低売却価格は、消費税及び地方消費税を含まない。

（2）入札又は開札の場所及び日時

志免町役場 第 3 会議室 令和 8 年 2 月 13 日 9:00

※入札会は開催しない。開札の立ち会いについては、6.（4）④を参照のこと。

（3）契約条項、設計図書等を示す場所及び日時

①取得場所：志免町ホームページ

②日時：公告日から令和 8 年 2 月 12 日

（4）入札保証金について

①入札に参加しようとする者は、入札書記載金額に消費税及び地方消費税の金額を加算した金額の 100 分の 5 以上（円未満切り上げ）の金額を現金（又は小切手）で令和 8 年 2 月 10 日（火）14:00 までに納付しなければならない。

②入札保証金は、落札者以外は入札終了後に入札保証金還付請求書の提出を受けた日の翌日から 10 日（10 日目が土曜、日曜、祝日など志免町役場の休日に当たる場合はその翌日）以内に還付する。入札保証金には利息を付さない。落札者の入札保証金は、その全額を契約保証金に充当する。

③落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は志免町に帰属する。この場合、入札保証金は返還できない。

④過去2年間に国（公社、公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じする契約を2回以上にわたり締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した場合は入札保証金の納入は免除とする。

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たしている者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 志免町競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成19年志免町告示第47号）第2条及び第3条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員でないこと。
- (5) 国税（法人にあたっては法人税をいい、個人にあたっては所得税をいう）、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する志免町職員でないこと。
- (7) 志免町暴力団排除条例（平成22年条例第4号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (8) 入札参加申込書（様式1）及び個別添付書類を提出し、かつ参加資格ありと認められた者。
- (9) 所定の入札保証金を納付した者。
- (10) 仕様書中3. 受託要件を満たすもの。

3. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が

無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加するために必要な資格のない者の入札。
- (2) 1件につき2以上の入札書による入札。
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札。
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。
- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者の入札。

4. 入札参加申請書の提出及び入札参加資格の確認等について

入札に参加を希望する者は、次に掲げる提出書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ① 入札参加申請書
- ② 営業所一覧表(本社のみの場合不要)
- ③ 営業(納入)経歴書
- ④ 委任状(支社等に委任する場合のみ必要)
- ⑤ 使用印鑑届(実印と使用印が異なる場合のみ必要)
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 国税納税証明書(滞納がないことの証明書、発行後3か月以内のもの)
- ⑧ 市町村税納税証明書(滞納がないことの証明書、発行後3か月以内のもの)
- ⑨ 登記事項証明書の写し
- ⑩ 過去2年間に国(公社、公団等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことの証する書類(これをもって入札保証金を免除とする。)

※志免町に入札参加資格のある場合、②～⑨は不要

※志免町と過去2年間に同種、同規模の契約を締結している場合は、⑩は不要

(2) 提出期限

令和8年2月5日 17:00まで

(3) 提出方法

郵送又は持参による。

郵送の場合、一般書留又は簡易書留の方法で、提出期限までに必着とし、封筒には次の内容を記載すること。

① 「件名」 +入札参加申請書在中

② 会社名

(4) 提出先

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

志免町役場経営企画課施設管理係

電話 092-935-1857

(5) その他

①提出書類の様式は、志免町ホームページよりダウンロードすること。

②提出書類を提出していないものがした入札は無効となる。

③入札参加資格確認後、参加資格有りと認めた者に対し、その旨をメールにて送付する。

5. 質疑及び回答

本入札に関する質疑及び回答については、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和8年2月5日 17:00まで

(2) 質疑の方法

質疑書に記載し、電子メールにて送信すること。

質疑がない場合においても、質疑なしと記載して送信すること。

(3) 質疑先

メールアドレス : gakkok@town.shime.1g.jp

(志免町役場 学校教育課 学校教育係 竹森宛て)

(4) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は次に掲げる日時までに、質疑者の他、入札参加予定者全員に送信する。

日時：令和8年2月6日

(5) その他

①質疑書の様式は、志免町ホームページよりダウンロードすること。

6. 入札書の提出について

4. (5) ③にて入札参加資格の確認結果を電子メールにて受領した後、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年2月12日 17:00まで

(2) 提出方法

郵送又は持参による。

郵送の場合、一般書留又は簡易書留の方法で、提出期限までに必着とし、封筒には次

の内容を記載すること。

① 「件名」 + 入札書・見積内訳書在中

② 会社名

(3) 提出先

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目 1 番 1 号

志免町役場経営企画課施設管理係

電話 092-935-1857

(4) その他

① 提出書類の様式は、志免町ホームページよりダウンロードすること。

② 入札書の日付は、入札書作成日とする。

③ 入札者が 1 者であっても、入札を執行するものとする。

④ 開札は、入札者であれば立ち会うことができる。立ち会いを希望する者は入札書提出期限（令和 8 年 2 月 12 日）までに志免町役場経営企画課施設管理係に連絡すること。立ち会い者がいない場合、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせることとする。

⑤ 落札者の決定

・開札の結果、町が設定した予定価格（最低売却価格）以上で最高価格の入札者をもって落札者とする。

・落札者となる同価格の入札者が 2 者以上あるときは、くじにより決定。

⑥ 契約保証金

契約保証金は免除とする。

⑦ 入札書の提出と併せて見積内訳書の提出も行うこと。

7. 辞退について

入札参加申請書提出後に入札を辞退する場合は、次のとおり入札辞退届を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 2 月 12 日 17:00 まで

(2) 提出方法

郵送又は持参による。

(郵送の場合、一般書留又は簡易書留の方法で、提出期限までに必着のこと)

(3) 提出先

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目 1 番 1 号

志免町役場経営企画課施設管理係

電話 092-935-1857

8. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

9. その他

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行う。
- (2) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 入札及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。